

人人労第7号
令和4年9月16日

事務本部各部長
各共通事務部長 殿
各部局事務(部)長

人事部長
佐藤 昭博

新型コロナウイルス対策にかかる事務手続について(通知)

標記のことについて、令和4年9月16日付文書「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について(第10版)」により、感染者の職場復帰の目安等が改められました。

つきましては、教職員の就業禁止に関する事務手続について、下記のとおり取り扱うこととしますので、よろしくお願いいたします。

また、これに伴い、令和4年8月1日付け人人労第5号「新型コロナウイルス対策にかかる事務手続について(通知)」は廃止いたします。

記

1. 就業禁止・解除の決定及び通知について

<就業禁止の決定及び通知>

「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について(第10版)」

(令和4年9月16日付文書。以下「対応文書」という。)の「(1)学生・教職員の感染が確認された場合」に基づき、教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合は、無症状の場合を除き、就業禁止となりますので、当該教職員へ新型コロナウイルス感染症と診断された日を確認のうえ、就業禁止を決定し、別紙1-1「就業の禁止について(通知)」を本人にお渡しください。

<就業禁止解除の決定及び通知>

就業禁止の解除に際しては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- ・教職員の退院又は宿泊(自宅)療養が解除されていること
- ・退院又は宿泊(自宅)療養解除時に受けた主治医や保健所からの指示・指導の内容が、就業禁止を解除することに支障が無いこと
- ・職場復帰の目安(次の1)および2)の双方又は3))を満たすこと。

1) 発症後に少なくとも7日が経過している

2) 解熱剤を服用していない状態で、解熱後に少なくとも24時間が経過しており、発熱以外の症状(*)が改善傾向(**)である

(*) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

(**) 各症状を4段階(なし:新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度:何かに集中すると忘れる程度、中等度:常に不良を感じる程度、重度:日常生活に支障をきたす程度)で評価し、すべて「なし」または「軽度」の状態が1日連続している

3) 入院している者については、発症後から10日間が経過し、かつ、症状軽快後72時間経過している

就業禁止の解除にあたっては、「退院又は宿泊(自宅)療養が解除された日」、「主治医や

保健所の指示・指導の内容」及び**対応文書**の別添様式「体調の経過観察表」により、上記の要件を満たすことを確認のうえ、就業禁止の解除を決定し、別紙1-2「就業の禁止の解除について（通知）」を本人にお渡しください。なお、別紙2「就業禁止者一覧」に「退院又は宿泊（自宅）療養が解除された日」、「主治医や保健所の指示・指導の内容」及び「就業禁止の解除日」を記載しておくこと。

<人事部への報告>

就業禁止の解除を決定し、当該教職員に通知した場合は、別紙2を年度ごとに作成し、**解除を通知した都度**、人事部人事・労務課労務掛（rohmu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）までご報告いただきますよう、お願いいたします。

※本通知発出時点で就業禁止中の教職員については、変更後の基準により解除を決定してください。（職場復帰の目安が変更となることにより、別紙1-1を再度お渡しいただく必要はありません。）

※就業の禁止及びその解除にあたり疑義がある場合は、人事部人事・労務課労務掛までお問合せください。

2. 就業禁止期間にかかる給与及び年次休暇算定の基礎となる勤務日数の取扱いについて

対応文書に基づく就業禁止期間については、常勤教職員、有期雇用教職員及び時間雇用教職員いずれも給与を支給し、年次休暇算定の基礎となる勤務日数に含めるものとします。

3. 出勤簿等の取扱いについて

<就業管理システムを使用している教職員の出勤簿等の取扱いについて>

承認者において「就業承認サイト」の「休暇・休業承認」より「就業の禁止」を代理申請のうえ、出勤簿の摘要欄にその始期及び終期を記入してください。

<就業管理システムを使用していない教職員の出勤簿等の取扱いについて>

令和4年3月30日付け事務連絡「出勤簿の取扱いについて」及び令和4年3月30日付け人労第107号「有期雇用教職員及び時間雇用教職員の出勤簿等の様式及び取扱いについて（通知）」に基づき、出勤簿に記入する場合は、上欄に「禁業」と記入するとともに、「摘要」欄にその始期と終期を記入し、勤務表に記入する場合は、「作業内容」欄に「禁業」と記入してください。

| |
|---|
| 本件担当：人事部人事・労務課労務掛（村岡、原田） 内線：吉田2065、82058 |
|---|